

印鑑登録システム標準仕様書【第2.0版】 改正概要

1. データ要件・連携要件等の整理に伴う対応

デジタル庁において、データ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書及び標準仕様書間の横並び調整方針等が定められたことから、これらを踏まえた機能に修正した。

2. マイナンバーカード(利用者証明用電子証明書)を用いた印鑑登録の見直し

利用者証明用電子証明書を利用して印鑑登録する場合、個人番号カードを亡失しても個人番号カードの悪用防止策が講じられていること、利用者証明用電子証明書のシリアル番号の更新が可能であることから、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いた印鑑登録については、個人番号カードの亡失時等においても、印鑑登録は抹消しない取扱いとする。

3. コンビニ交付における抑止機能の追加(住民記録システム標準仕様書横並び)

全国照会における地方公共団体等からの意見を踏まえ、コンビニ交付においては意思能力の有無を確認できないことから、15歳未満の者及び成年被後見人を対象外とするための機能を追加した。

4. その他

その他、全国照会における地方公共団体等からの意見を踏まえ、分かりやすさの観点から記載を修正した。